

処遇改善加算等のお知らせ

一般社団法人 福祉心話会

1. 対象事業所: 全ての事業

2. 対象職員: 正規職員

3. 改善期間: 4月1日～3月31日

4. 算定する加算および加算区分:

①福祉・介護職員処遇改善加算の算定 : 加算 I

②福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定 : 特定加算 I

5. 改善方法

・7月、12月、3月の賞与に一時金として改善額を支給

6. キャリアパス要件

①キャリアパス要件 I

- ・職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ・就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

②キャリアパス要件 II

- ・年間事業計画及び研修計画に沿った研修の実施により、資質向上及び福祉・介護職員の能力向上・評価を行なう
- ・資格取得のための支援の実施
(積極的な研修参加の促進、資格取得のための学習時間が確保できる勤務形態の見直し等)

③キャリアパス要件 III

- ・昇給は毎年5月に行う。「勤続年数」「経験年数」「勤務成績」に応じてなされる仕組みとする。

7. 職場環境等要件

①入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実

④腰痛を含む心身の健康管理

・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⑤やりがい・働きがいの構成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

以上